【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】2025年6月24日【会社名】リンナイ株式会社【英訳名】RINNAI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内藤 弘康

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 名古屋市中川区福住町 2番26号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 内藤弘康は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社15社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社26社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは熱機器の製品、部品の製造・販売事業、及びこれに付帯する事業を行っており、事業内容はおおむね同一であることから、事業拠点の重要性を売上高及び利益の観点から判断する指標として各事業拠点における売上高、売上原価、棚卸資産及び仕入債務が適切であると判断した。そのため、各事業拠点の規模を判断する指標として売上高を第一の選定指標とし、利益獲得に至る主要なプロセスを評価する指標として売上原価、棚卸資産及び仕入債務を第二の選定指標とした。

まず、全社的な内部統制の評価が良好であると判断したため各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している4事業拠点について「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

次に、前連結会計年度の売上原価及び棚卸資産(連結会社間取引消去後)の金額がそれぞれおおむね3分の2程度に達するまでの事業拠点を選定し、財務報告への影響を勘案して新たに2事業拠点について「重要な事業拠点」に追加し、売上原価及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。その上、上記の選定方法により「重要な事業拠点」としているが、前連結会計年度の仕入債務(連結会社間取引消去後)の金額がおおむね3分の2程度に達するまでの3事業拠点について、仕入債務に至る業務プロセスを評価の対象に追加した。

さらに、当社の事業内容及びリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを追加している。具体的には、製品保証引当金の計上に至るプロセス等について、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断 した。

4【付記事項】

該当事項なし

5【特記事項】

該当事項なし